

質問	回答	関連条項
1 これまで個人事業主で事業を営んできました。会社の設立をした場合、補助金の対象になりますか。	対象にはなりません。 対象となるのは、「事業を営んでいない個人」が起業する場合は。	第2条第1号
2 数年前に特定創業支援等事業を受けました（社会起業家加速化支援プログラムに採択されました）。今年度創業する予定ですが、補助金の対象になりますか。	特定創業支援等事業を受講し、郡山市から証明書の発行を受けた方（社会起業家加速化支援プログラムに採択された方）が対象となります。 その他の要件を満たしている場合、対象となります。	第3条第1項第2号
3 「創業から1年を経過していない」の起算日はいつになりますか。	開業届（又は法人設立届出書）に記載された開業日（又は設立年月日）からになります。 ※法人は（ ）内	第3条第1項第3号
4 大企業とはどのような企業ですか。	中小企業基本法で定められている中小企業の規模を超える企業です。 詳しくは、中小企業基本法第2条第1項をご確認ください。	第3条第2項第1号
5 この補助金を受けてこれまで個人事業主として営んできました。その事業をたたんで、新たに創業する予定です。補助金の対象になりますか。	対象にはなりません。 対象となるのは、「事業を営んでいない個人」が起業する場合は。	第3条第2項第11号
6 期間の定めのある雇用契約を締結し、市民を2人雇用しました。加算額は、50,000円×2人=100,000円で良いですか。	期間の定めのある雇用契約を締結し市民の方雇用した場合、雇用した人数に関わらず加算額は50,000円です。	第5条第2項第3号
7 「補助対象経費の内訳を確認できる書類」とはどのような書類でしょうか。領収書等とは別ですか。	領収書やクレジットカードの利用明細書などを想定しています。 取引年月日、発行者名、受領者名、金額、取引内容を確認しますので、該当項目が分かるような書類を提出してください。	第7条第1項第2号
8 「税務署に受付されたことを確認できるもの」とは具体的にどのようなものですか。	税務署の受領印があるものです。	第7条第1項第5号
9 被雇用者の住民票の写しは、発行日が1年前でも良いですか。	住民票の写しは、補助金の交付申請をしようとする日から起算して1か月以内に発行されたものに限りません。	第7条第1項第9号
10 創業事業所の賃借料が年額での支払いですが、補助金の交付対象になりますか。	要件を満たしている場合、対象となります。	別表 使用料及び賃借料
11 創業にあたって事務所を借りました。創業事業所では営業しませんが、月額賃料は対象になりますか。	対象になります。 創業事業所の月額賃料は対象になります。しかし、1か月のうち15日を超える日数の間、創業事業所における営業を休止した場合は対象外です。	別表 使用料及び賃借料 2
12 創業事業所の入っている建物が取壊しされることが決まりました。不可抗力で移転することになりましたが、移転後の賃料などは補助金の交付対象になりますか。	対象にはなりません。 創業事業所から移転した場合の移転後の事業所に係る経費は補助金の交付対象外です。	別表 使用料及び賃借料 3
13 クレジットカードで事業所の賃料を支払っています。未だ引落されていませんが、補助金の交付対象になりますか。	未だ引落されていないものは対象となりません。 支払いを確認できるものが対象となります。	別表 使用料及び賃借料 4
14 創業事業所の開設にあたり、内装工事を行いました。契約、竣工は昨年度ですが、補助金の交付対象になりますか。	対象になります。 ただし、市内事業者が施工するものに限りません。	別表 工事請負費
15 オークション等で備品を購入しても良いですか。	オークションで備品を購入した場合も領収書や取引画面のキャプチャなどの提出が必要になります。 また、創業者の3親等以内の親族又は創業により設立された法人の役員から賃借又は購入した経費の額は補助対象外です。	別表 備品購入費
16 個人事業主ですが、申請書にある会社名称には何を書けば良いですか。	記載は不要です。	第1号様式（申請書）
17 会社で申請しますが、同意書の生年月日には何を記載すればよいですか。	記載は不要です。	第4号様式（同意書兼誓約書）